

愛媛県いじめ問題再調査委員会 議事録

- 1 会議の名称 愛媛県いじめ問題再調査委員会
- 2 開催日時 令和7年1月17日（金曜日）14時30分から16時00分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂 4階 観光スポーツ文教警察委員会室
- 4 出席者 委員6名、事務局10名
- 5 協議事項
 - (1) いじめの認知状況等について
 - (2) いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について
 - (3) その他
- 6 協議の概要
別紙のとおり

(別紙)

【開会】

○池田県民環境部長 開会挨拶

【議題(1)、(2)説明】

(1)いじめの認知状況等について

ア 令和5年度県内のいじめ認知状況（県内公立学校）等について

○人権教育課 資料内容説明

イ 県内のいじめの現状と対応状況について（私立中学校・中等教育学校・高等学校）

○私学文書課 資料内容説明

ウ 全国のいじめ認知状況について

○人権対策課 資料内容説明

(2) いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

○人権対策課 資料内容説明

【議題(1)、(2)に係る質疑応答】

○射場委員長

先ほどの資料1、研修項目2について、研修会の開催というのは、受講者や講師、研修方法などについて、どのような形式か情報をいただけるか。

○人権教育課

この連絡協議会というのは年に2回開催しており、年度当初に1回実施し、今年度の2回目は来月1月に開催を予定している。受講者は、市町の教育委員会のいじめを担当している職員、それから、県立学校のいじめを担当している職員、人権教育を担当していたり、生徒指導を担当していたり、学校によって違うところがあるが、担当者に研修をしている。市町については、直接参集、もしくはオンラインで研修をしていることもある。内容としては、具体的事例や市町の取組について報告してもらい、県から示すべき内容、例えばこういういじめの認知について、「いじめの定義とは」等の基本的な事項及び保護者対応等について、外部講師を招いての研修も行っている。市町の教育委員会については、各自の市町で各学校に対して研修を実施することになっている。

○射場委員長

ちなみに、外部講師というのはどういう方に依頼しているのか。

○人権教育課

毎年、テーマを人権教育課で検討し、例えば、学校現場で苦勞していることや、保護者対応について勉強したいという要望がある場合、その分野に取り組んでいる大学の先生などをお呼びして、お話をさせていただく。また、いじめ問題に対して基本的なことや、法律の中身について、いじめの定義やこういう対応しなければならないというような内容で研修を計画した場合、そのテーマに合った講師、大学の先生にお話をさせていただくという対応をしている。

○射場委員長

本日の出席の各委員の方はそれぞれの職種において、ある程度のご経験があり深い見識をお持ちであると思う。再調査という重大な任務にあたる時に、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、大学の先生、こういった形でバランスを取っているのと同様に、こういった研修においても講師のバランスを取ってはどうか。今日来て頂いている委員の先生方をキーパーソンにして、それぞれの職種でご活躍の方やご協力いただける方など、講師を発掘できるのではと考えている。

自分は弁護士であるが、精神科の堀内先生から児童精神などについてお聞きして、他分野から学ぶことも多く、異なる分野から学ぶことは、すごく大事なことだと思うので、教育現場から教育に関する分野の方だけではなく、思い切って全く異なる分野の講師から研修を受けることで、より充実するのではないかと思う。

○平松委員

今の射場委員長のご意見に賛成する。他分野からというのは、視点が変わるし、固定観念を変えるチャンスになる。

それから、先ほどの説明を受けて、愛媛県では、県内の現実的な課題に対して各事業を計画して、適切に推進されていると思った。それを評価した上で、資料の28ページ、重大事態調査の概要及び調査の目的について1号、在籍する児童生徒の生命心身財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、2号の方は、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと、この疑いがあるというときに、学校の先生方の組織でアクションを起こしにくいということがある。先生の経験年数によっては、いじめについての認知の有り方や質が違っている場合がある。いじめの疑いがある時に、学校がいかに組織的に動けるか、そのアクションを、教育委員会がサポートしていくか、いじめを認知する力をサポートしてあげたらよいと思う。

そういう意味でも、他分野から学ぶという視点は、大変興味深いと思った。

○堀内委員

9ページ目、私立の認知件数が、この令和4年度と比較して5年度は半分程度に減っているというのは、どういうことが理由と考えているかお聞きしたい。

○私学文書課

2年度、3年度は、コロナ禍で人と接触するような活動が減少したことに伴い、いじめの認知件数も少なくなったが、4年度の途中から活動が再開され、認知件数も増加したと分析している。5年度になると、活動再開後の学校生活にも慣れてきて、2年度、3年度と同じ水準まで下がってきたのかもしれないと考えている。

○射場委員長

そうだとすると1ページ及び9ページを見比べて、要因がコロナということであれば、私立と公立で傾向が変わるということに納得しづらいようにも感じるが、私立に特化して何か分析されていることとか、県立、公立と異なる傾向を感じるどころとか、もしあればお教えてください。

○宮本委員

公立の資料は小学校も含み、私学の資料については、中学、高校だけなので、数字としての傾向の出方が少し違うかもしれないことと、いじめも増えたが、不登校も増えているという報告もあり、いじめとして認知されたのではなく、結局不登校になった場合は、不登校で件数としてあげているかもしれないことが考えられる。

いじめがきっかけで不登校になったり、人間関係がきっかけで不登校になったり

していても、不登校の数に含まれているかもしれない。不登校が増えた裏に、いじめという事態までいかないが、教室に居づらかった子ども、コロナ禍になって、その集団の中になくはない縛りから解放された子たちがいた。学校に行かなくなると良かったと思っている子ども達もいて、コロナが終わり、その子たちが学校に戻ったことで、またしんどくなって不登校になるとか、その逆で不登校にならないが、休めないしんどさを、人に当たることで発散する側、発散された側はいじめられたと取るが、でも結果的には、それがいじめとして上がるのではなく、不登校として件数が上がっている可能性もあるのかなと思う。いじめと不登校の件数の傾向は必ずしも独立してないのではないかなと思う。

現場の肌感覚だが、小学校の低学年の不登校がすごく増えてきている。以前は小3あたりからしんどさに気づき始めて、小5あたりからいよいよもう学校に行きづらいという感じだったのが、コロナ禍の後ぐらいから、小学校1年からもう集団に入れない。学級運営がうまくいかないような、学級崩壊してしまうようなクラスが、あちこちで出始めているので、そこまで行くと何か、学校側だけの問題じゃなくて、家庭の不安定さが小さい子どもたちにも影響して、社会的な問題も影響しているという印象がある。

○射場委員長

現場の状況を教えていただき、非常に参考になるお話です。ありがとうございます。

○平松委員

射場委員長のご指摘の通り、公立と私立がなぜ傾向が異なっているか。コロナ禍だけが原因だったら、同じ傾向になると推察するところだが、そうでない場合は、1つ考えられるとしたら、公立の教員は様々な学校に転任して、様々な研修を受けるチャンスがある。

しかし、私立高校は、就職するとずっとその学校に在籍して、20年から30年間勤務する中で、学校のいわゆる発言力の強い教師になっていく傾向がある。公立高校の先生が他の学校に赴任して、教員養成研修を受けてまた新たな学びができることと比較すると、私立高校の先生は、そういうチャンスが少ないのではないかなと思う。それが教師の、いわゆる穿った見方をすると、おごりとか、こうすればいいんだというふうな経験値に基づいた判断から、子どもに対応している部分があるかもしれない。

実は自分のところに、昨年12月に生徒が1,500名所属している仙台の私立高校から120名の先生方に対して研修の要望があった。先生方の中では、立場が固定的になってしまって、新しい先生や若い先生が発言もしにくいことがあり、その組織の固定化を何とか崩してくれないかという要請であった。そこで感じたのは私立高校の先生は研修のチャンスが少ないのかと、私立と公立の違いは、その点にもあるような気がしている。

○宮本委員

少し違う話題になるが、資料の数字は、認知件数であって、いじめの実数ではない。やはり認知するアンテナが立っているかどうかということが、センサーが公立の先生の方が高くなっているのかもしれない。過去、最初にこのいじめ問題に取り組むとなった時に、それまで低かった認知件数がすごく上がったということがあった。しかし、認知件数が上がることイコール悪いことではないんだと、認知件数が上がるということは、先生たちがいじめに対してすごく意識を高く持っているとい

うことの現われだから、恐れずに認知件数を報告してくださいという、そういうサポート的な言葉を学校の先生達はいただいて、そのあとに件数はどんどん上がったということがあった。だから認知件数イコール悪いこととか、イコールいじめが多い学校なのかということ、そういうことではない。

○射場委員長

ありがとうございます。あと各委員のご経験や、昨今の考えに基づくことがあれば、また、今後の県や事務局に取り入れていただきたいことなどありましたらご提案をお願いしたい。資料のご質問でなくても、情報共有なりご意見なり。

○東委員

認知件数等の報告に関して、いじめを認知して、学校や教育委員会の対応がそこから始まるわけだが、その後、そのケースがどのような推移をたどって、いじめの解消の確認までたどり着いたのか、あるいは、いじめを認知して調査してみると、法律上のいじめに該当しないケースだったとか、顛末まで含めた内容も、もし分かれば良いと思いながら、報告を聞いていた。こういったアンケートのとり方、非常に難しいことは理解しているので、児童に対する調査の仕方というのは、工夫が要るのではないかと思っている。やはりいじめ問題が、どういう1つの終結をみているのか、または継続して対応しているケースもあると思うので、何らか報告をお願いしたい。

○人権教育課

これについて、先にお示ししました文科省が行っている問題行動調査結果の中で、解消に至った数というの公表されており、愛媛の場合は約75%が解消しているということが、毎年大体これぐらいの数字で出てきている。というのは、いじめの解消に至るまで、解消に至った後も3ヶ月は観察するということが方針で示されているので、単純計算して12カ月のうちの3ヶ月、つまり25%は解消に至ったとは結論づけられず、経過観察している状態。よって75%が解決しているという報告は、経過観察中のケース以外は、ほぼ解決していると考えられる状況。

ただ、これもあくまでも数字上の問題であり、今日も最初からお話の通り、数の問題ではなくて1件1件の子どもの思いであるとか、そのつらさに寄り添っていくとかそういうところが大事であるということは、これは研修等でたびたび、お伝えしていることではある。

他に、1つずつの事例を追いかけて記録していくということは、これも当然、学校現場で行うことであるが、それを教育委員会に報告するとなると、膨大な量になり現実的ではないため、数だけの報告という形になっていると、そのうちの重大なものについては、詳細な報告を求めているという対応になっている。

○射場委員長

最近、もし人権擁護の活動や子どもの関係で、人権擁護委員としてこういったことを考えるというようなこともございましたら、佐伯委員、お願いしたい。

○佐伯委員

本人はいじめられたと捉えているが、そのことを先生に訴えると、その先生が、それは、相手はこうだったんじゃないかな、いじめるつもりじゃなかったんじゃないかなと説得してしまうらしいと耳にした。児童生徒は、先生に訴えたのに説得されてしまって、じゃあ私はどうしたらいいのとなる。その質問が来る所の1つが、法務局のこどもの人権SOSミニレターである。我々が対応する時は、児童生徒と何度もやりとりをして対応していくが、結局のところ、子どもが自分で行動でき

るように、私の気持ちはこうだと相手に伝えられるような力を付けていかないと、また同じように繰り返されてしまうことがあるし、また、いじめた側も、どうしてそういう行動を取ったのかということをもっと親身に聞き出していかないと、学校だけの問題ではなくて家庭の問題もあっていじめをしているのかもしれないので、その辺の非常に難しい対応だと思うが、いじめの疑いがあつたら即、支援が入ってくれるシステムができたなら、子どもも安心して話せるし、被害者も加害者も安心して話ができるような、場所・空間を作ってあげることが、こういう問題を減らしていくことに繋がるのではないかと思う。

○射場委員長

ありがとうございます。SOS ミニレターについてもう少しご紹介いただきたい。

○佐伯委員

法務省から毎年ミニレター用紙を配って、何か問題があつたら書いてね、1人で悩まなくていいんだよ、と相談ができるということを伝えている。非常に多くの枚数を配って、返ってくるのは少ないが、返信があつた中で、特に低学年では、「いじめられているけれど、どうしたらいいの。」としか書いていないものもある。どういじめられているのかも全然見えない状態が起こってくるので、直接、人権擁護員が学校へ行って話をしてもいいのか、以前はそういうことをしたこともあるが、今は少しそれが遠のいていて、委員の数も少なくなっており動きかねている。もっと子どもファーストというか、大人が入っていかないと、子どものしんどさというのは解決しないのかと思う。

○射場委員長

ご提示いただいた、SOS ミニレターの件について、法務局が実施している趣旨というのは、自分の生活環境の中で、職場だったら上司、例えば子どもだったら自分の担任先生、そういった近い人に、本当のことを言えるのかということがあって、例えば企業におけるハラスメントだったら、そういう時は相談窓口を各組織の中でも設けたりする。ところが学校というのは、先生方に囲まれて子どもたちがいるので、そこを飛び出して誰か第三者的な、佐伯先生がおっしゃった、誰にも言わないということが担保された SOS を受け取る機関に駆け込めるところがないということで、法務局としては、全く学校と関知しないところに、声を届けてもらう仕組みがあればいいかもしれないというところからの取組だと思う。

私のところに相談があつた時に、親御さんは「成績をつけるのは先生方だから、色々言っていくと、何かややこしい親だと思われませんか」とか、例えば「学校生活は3年間のことだから我慢して、子どもにもあまり大げさにならないように気を付けさせて」という方もいる。教育という特殊性の中で、悪気があつてそういうふうになっているわけではないけれど、本当に子どもの声を拾える第三者中立的な機関、窓口としての取組みをご紹介いただいた。

その他、県では実はこういうふう子どもたちに案内しているとか、学校以外でもこういった受け皿を提供していることなどあれば説明をお願いしたい。

○人権教育課

SOS ミニレターは毎年直接、法務局から学校に配られており、教師が子どもたちに配布している。学校外の相談窓口について、資料中でもお示しした通り教育委員会では、SNS と電話の相談を行っており、学校外のところへ、子どもたちが電話をする形である。電話には保護者からの相談も多く寄せられている状況。

もう1点、SNS 相談の方は、LINE を使って相談を受けている。電話相談は、24 時

間いつでも土曜も日曜も電話相談を受けられるようにしている。LINE 相談は、週に 2 日、夕方の時間帯に相談を受けるようにしており、最近の子どもが LINE をあまり使わなくなってきたということもあり、少し相談件数は減ってきてはいるが、どちらもいじめの相談に、いじめに至る前の人間関係の相談や、家族のこと、自分自身のことについて、そういった相談が多く、いじめの相談としては少ないけれども、そこに至る前に相談を受けて、重大化を防ぐという意味で、学校外に、教育委員会の職員ではなくて、臨床心理士等の資格を持った方が、相談を受ける形にしている。しかし、緊急時の、命に関わるような相談の場合のみ、教育委員会に即時連絡を入れて対応するという仕組みをとっている。

○射場委員長

ご紹介の相談窓口であれば、児童生徒の相談内容は、学校などの自分のことを知りうる人たちには伝わらないという担保はされているという理解でよろしいか。

○人権教育課

はい。基本的に匿名で相談を受け付けている。ただし、学校に伝えて欲しいとか、教育委員会に伝えて欲しいという相談者からの要望があった場合は、相談員から教育委員会にまず連絡をし、このような相談者からの要望があると、学校へ伝えることもある。

また相談者が、氏名や学校名など教えてくれた場合は、それは学校に伝えても良いかと、本人の許可を得た上で、学校に伝えるということも、場合としてはありえる。

○射場委員長

今説明があったようなこと、私立学校ではどのようにしているか。

○私学文書課

私立学校にも、直接 SOS ミニレターの用紙が配布され、生徒に案内している状況であるほか、電話相談及び SNS 相談についても、私立学校の生徒も利用していることは把握している。

○射場委員長

相談内容が私立学校に関わるというのは、どうして私学文書課で把握しているのか。

○私学文書課

先ほど人権教育課からの説明に補足させていただくと、例えば、緊急を要する命に関わるような相談があった場合、教育委員会と同様に、私立学校についても私学文書課に連絡が入るようになっているため。

○人権教育課

先ほど申し上げた相談の窓口については、教育委員会の方から私立の学校に対しても周知をしている。それから、SNS 相談は 2 次元コードを使用したカードを配布して、スマホやタブレットなどで読み取って相談できる体制で、県立・私立に関係なく、学校外のこれらの相談窓口の周知は行っている状況。

○宮本委員

少し話の流れを変えるが、先ほど一対一の対応について、委員からお話があったことに関連して、いじめがあった場合の定型的な悪い納め方だと思うが、いじめられたという被害者と、いじめたという加害者を 2 人合わせて、例えば、小学生の場合、謝ったんだから、お互いこれからは仲良くしましょうねと握手して終わりとか、これでこの件は終わったという納め方をされた。実際には、そんなことでは

自分の気持ちは収まらないという子もたくさんいる。

いじめられた被害者がいて、いじめた加害者がいて、という横の関係性というか、垂直じゃなく横の関係性だと思うが、もう1つの軸がある場合もあると考えている。例えばこの子がクラスの中で、割といじめのターゲットになっている時、最初のきっかけを作っているのは誰なのか。話を聞いていくと先生だったりする場合がある。少し多動的で面倒くさい子って先生が思って、他の生徒と些細なことで対応が違ったりすると、クラスの他の子は、この子はそういうふうにしていいんだと察知してしまう場合があり、そうすると、もう一対一のいじめではなく、集団やその場の中でのいじめに変わっている場合がある。いじめられている子はあの子がいじめた、この子がいじめたと言うけど、それを見ていて止めない先生、見ていて止めないクラスメートが出てくるので、1つ1つを解消しても、例えばそういうことを許してしまう先生とか、そうなってしまった学級に対して何も言わない管理職、学年主任とか言い出すと、組織の問題になってくると思う。逆に、校長先生までも含めて、学校の運営した方がいいんじゃないとか、クラスでやっていることっていわゆる学校の校長、教頭先生の職員室でのいじめと同じ構図だよねという話に変わってくるので。

何かもう少し組織を動かす視点で、何かいい方法がないかと思う。県の職場でも、部長がこう言ったらもうそれに従うような、何かというのはあると。学校のことも、これ大人の世界の構図と一緒にかもしれない。

○平松委員

やはり教員研修の質、これに尽きると思うが、宮本委員が言われたけど非常に大切なポイントで、暗黙の賞罰という心理学の心理が働くということがある。学級担任が特定の子を、また◎◎君立っている、また◎◎君しゃべっている。そういうまなざしで学級担任が特定の子に対する言動をしていると、先生が◎◎君にそういう言動するのだから、私もしていいんだという、風土、雰囲気、それを暗黙の賞罰というが、心理が働く場合がある。そこから学級担任が変わればその子どもたちの関係性は同じでもガラッと変わってくる。であるので、学級担任の先生あるいは教員研修あるいは校長研修、これの質をどうするかというので、文科省とか中央研修で議論して、学校の教員の組織をどうアクティブにするか。自由に物が言えるような雰囲気にするか、そういう研修を設計している。直接の解決にはならないかもしれないし、時間がかかることかもしれないが、教員研修の変革が必要かと。

○堀内委員

本当に平松先生おっしゃる通りだと思う。学校の先生がもう本当に余裕がなく、これではいじめが起きてしまうと思うようなクラスがいっぱいあると思う。しかし、先生の数が足りないのは、今後あまり増える見込みはなさそうで、やはりもう少し斜めの関係の人がやはり学校にいるという状況がやはり必要かと思っていて、スクールカウンセラーの先生は週に何回かしかいないということになる。他の県どうしているかというスクールソーシャルワーカーを今どんどん増やしているという現状があるが、愛媛県は本当に増えていない。例えば松山市では、児童相談所にいるから、小学校にいらぬというふうに言われて増えないという話だが、各学校こそスクールソーシャルワーカーを増やしてほしいと思っている。増やすことですべてが解決するわけではないがそういった方法どうやって動いたらいいのか。

○射場委員長

今、子どもの声を聞く手立てについて、子どもの権利には子どもの意見表明権を

必ず実現しなければならないとなっているアドボカシーという考え方がある。全く中立な別組織から子どもに向き合うことができるような、子どもから直接意見を聞くという配慮が少し進んできているように思うが、そういったものを弁護士が担うという意見もあるし、あるいは心理職とかドクターが担っている都道府県もあるが、やはり子どもに直接、向き合って意見を聞く、その声を聞くという制度の導入というの、それをスクールカウンセラーさんとか、他の職が担うということも検討されている。子どもという1人の権利の主体に向き合うかという切り口で、学校運営とか教育とか全部変えていくという視点もあるのかと思ったところ。スクールロイヤーなども、いらっしゃるのかなと思っているが、それは教育委員会側の法的な案件を依頼しているのか。

○人権教育課

はい。スクールロイヤーについては学校からの相談を受けて、問題解決にあたる助言をするという立場で、入っていただいているという状況であるが、射場委員長のおっしゃっているのは、保護者とか子どもからの法律の相談ということ想定しておっしゃっているのではないかと思うが、そういった活用の仕方は想定されていないと考えている。

○東委員

今おっしゃられた愛媛県のスクールロイヤーの詳細な内容を存じ上げないが、おそらく今のお話だと、基本的には保護者対応を主眼に置いた形での活用になっているのかと。何年か前にスクールロイヤーを全国的に導入しようという動きが結構あって、愛媛県もいろいろ検討したが、私は弁護士会内で子ども関連の委員会で活動しており、いくつか色々な委員会が関わってやっていたが、結局今あまり、我々の委員会として関知することはできてないというのが現状なので、先ほど射場先生おっしゃられた、保護者や児童から直接お話を、我々の委員会も関わって聞くという枠組みはできていない。さっきのアドボカシーの話などあったが、やはり私個人としても子どもから直接話や意見表明を受ける機会というのは弁護士としても積極的に関わっていくことができたらいいというのはある。

もう1点、弁護士というよりも1人の保護者として、いじめの元をたどっていくと、教員の特定の子どもへの態度や教員の指導方法に原因があったのではないかというケースというのは、私も保護者として体感しているところがあり、例えば、低学年の児童だと、幼稚園から小学校に上がって、色々なルールを初めて学んでいくという段階において、何が正しいかなど分からないこともあり、学校に入るとやはり先生が言うことが正しいというふうに認識してしまうこともあるので、先生が言うことが、時に間違っていることもあるという考えは、低学年、1年生にはあまりない場合もある。

先ほどの宮本先生のお話にあった、先生の姿勢や言うことが、子ども同士の横の関係や学校での関わり方というのに、大きく影響していくということ、身をもって感じている。子ども自身の感覚と先生が言っていることとおかしいなと思うことがあったら、親に言うように子どもに対して日頃から伝え、学校であった出来事を子どもと話し合うようにしているが、家で親子のコミュニケーションが十分とれていないと、やはり学校での先生が言う指導方法が、クラスの横の関係での関わり方にも直接影響していくということは、それをどのように解決していくかというのは本当に非常に難しいところだと考えている。そういうところに、堀内先生がおっしゃった、斜めの軸から関われる仕組みというのは非常に望ましいと思っている。

○射場委員長

ありがとうございます。他の議題、ご意見やご提案も幅広くお願いしたい。

○東委員

私は、弁護士会の子どもの権利委員会の関係で、重大事態調査の第三者委員会に関わることもあるため、念のため確認したいが、第三者委員会に関わる案件でこちらの再調査委員会に付議される可能性のあるケースに関われないので、基本的には、県立の高校と、中等教育学校、特別支援学校及び私立の中高という理解でよろしいか。

○人権対策課

はい。東委員のお話しのとおりです。

○東委員

ありがとうございます。

○射場委員長

具体的な案件がある場合に、各々の職務上関わっている可能性がある場合は、利益相反になるため、その重大事件の再調査するメンバーから外れることの取扱いも、規則の中にあるので、代わりに誰か推薦する、あるいはこの方をお願いできないかという依頼も再調査の際には検討することになる。

【議事録は事務局で作成し、最終的な文言整理は委員長に一任することで全会一致】

【閉会】